

優待販売会遵守事項

みどり会が主催する優待販売会（以下「当販売会」という。）の運営について、次のとおり定める。

1. 原則

当販売会は、みどり会の登録会員、メンバー会社の役職員およびそのご家族に対し、みどり会が提供するサービスの一環として、買い物を通じた楽しく有意義な時間を提供する。

出店社は、みどり会および出店社相互の発展ならびに当販売会の健全な運営・発展に寄与するため、誠実かつ良識ある出店社として、品位ある活動および良質なサービスの提供に努めるものとする。

また、みどり会が設置する「優待販売会事務局」（以下「事務局」という。）に協力し、店舗責任者および出店社の販売業務または店舗運営に従事するすべての者（以下「販売従事者」という。）は、本遵守事項ならびに当販売会に関して別途定める各種規則、注意事項等を遵守しなければならない。

なお、出店社、共催先その他当販売会の運営に関係する者が当販売会へ入場または参加する場合は、事前にみどり会の承諾を得るものとする。

2. 会場管理および運営について

（1）会場施設の管理

- ① 会場および付帯施設（以下「会場施設」という。）の管理は、事務局が行う。
- ② 出店社は、常に会場施設の保全に留意し、破損、故障その他異常を発見した場合は、速やかに事務局へ報告するものとする。
- ③ 出店社は、故意または過失により会場施設もしくは設備を滅失または毀損した場合、または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- ④ 出店社は、自ら使用する店舗ブースを適切に管理し、当販売会終了後は原状回復しなければならない。
- ⑤ 前各号の定める事項は、出店社の店舗に従事する者および納品業者その他関係者についても適用する。

（2）会場出入口の開閉

会場出入口およびシャッターの開閉は、事務局が管理する。

（3）開店・閉店の指示

当販売会における開店および閉店に関する合図ならびに指示は、事務局が行うものとする。

(4) 物品の搬入・搬出

- ① 出店社は、物品の搬入・搬出を行う際には事務局の指示に従い、来場者および通行人の安全に十分配慮するとともに、他の出店社の店舗ブースおよび会場施設に損害を与えないよう努めなければならない。
- ② 物品の搬入・搬出に関する詳細な取扱いについては別途定めるものとし、出店社は事務局の指示に従うものとする。

(5) 禁止行為

出店社は、安全かつ円滑な当販売会運営のため、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 店舗ブース外の通路その他共用部分に、商品・備品または運搬用具等を放置。
- ② 会場施設、設備または機器等を破損、汚損または不適切に使用。
- ③ 他の出店社、来場者または事務局の業務運営に支障または迷惑を及ぼす行為。
- ④ 事務局の承認を得ていない電気機器その他設備を使用。ただし、承認を受けた機器についても、出店社は使用前に点検を行い、安全を確認しなければならない。
- ⑤ 消防法その他の法令または会場規則等により禁止されている装飾物等の持込みおよび裸火の使用。
- ⑥ 法令、会場規則または公序良俗に反する行為。

(6) 共用施設の利用

出店社および販売従事者、納品業者、その他関係者は、搬入出口、通路、休憩所その他の共用施設を利用するにあたり、整理整頓および美観の維持に努め、他者の利用を妨げてはならない。

また、喫煙および飲食は、会場内の指定された場所においてのみ行うものとする。

(7) 清掃およびゴミの処理

出店社は、使用する店舗ブースおよびその周辺の整理整頓ならびに清掃を常に行い、清潔な環境の維持に努めるものとする。

また、当販売会において発生したごみその他の廃棄物については、事務局が定める分別方法および処理手順に従い、指定された場所へ搬出しなければならない。

3. 営業および販売に関する事項

(1) 関係法令の遵守

- ① 出店社は、当販売会において販売または提供する商品およびサービスについて、適用される法令、規則、基準その他関係法令等を遵守しなければならない。
- ② 出店社は、関係法令等に基づき、商品の産地、原材料、品質、ブランド、賞味期限その他必要な事項について、正確かつ明確な表示を行わなければならない。
- ③ 事務局が前各号に関する確認または説明を求めた場合、出店社はこれに協力しなければならない。

らない。特に、産地表示および原材料表示については、その根拠となる資料等の提出または説明を求めることがある。

(2) 営業時間

営業時間は、当販売会の実施要領に定めるとおりとする。

- ① 事務局は、運営上の必要がある場合、営業時間を変更することができる。
- ② 出店社は、事務局の承諾なく営業時間中に営業を休止または終了してはならない。

(3) 商品陳列および装飾

- ① 出店社は、店舗ブースにおける商品陳列、装飾その他の演出を行うにあたり、会場全体の美観、調和および安全性に配慮するとともに、来場者に快適な環境を提供するよう努めなければならない。
- ② 出店社は、他の出店社に支障または迷惑を及ぼしてはならず、事務局から指導または改善要請があった場合は、その指示に従うものとする。

(4) 商品・器具・備品等の管理

店舗ブース内の商品、器具、備品その他の物品は、出店社の責任において管理するものとする。

(5) BGM 放送

- ① 会場内における BGM 放送は、事務局が管理および実施する。
- ② 出店社は、原則として各店舗ブースにおいて BGM、スピーカーその他音響機器を使用してはならない。ただし、事前に事務局の承認を得た場合は、この限りではない。この場合、出店社は事務局の指示に従わなければならない。

(6) 広告・展示・案内等

出店社は、当販売会の運営を妨げ、または他の出店社に迷惑を及ぼす広告物の掲出、展示、案内その他これらに類する行為を行ってはならない。

(7) 店名等の表示

当販売会において使用する店名、屋号その他の表示は、事務局が事前に承認したものに限る。

(8) 営業種目および販売品目

出店社の営業種目および販売品目は、「参加申込書」および「出品商品リスト」に記載されたものに限る。なお、営業種目または販売品目を追加もしくは変更する場合は、事前に事務局へ届け出て、その承認を得なければならない。

(9) 食品の安全管理

食品を販売または提供する出店社は、関係法令等を遵守するとともに、保健所その他関係行政機関の指導に従わなければならない。

特に、食中毒防止対策および食品表示法等に基づくアレルギー表示の適正な実施を徹底するものとする。なお、出店社は食品の衛生および安全を確保するため、次の各号に掲げる事項

を遵守しなければならない。

① 衛生管理および品質管理

出店社は、店舗ブースおよび調理施設等において、次の事項を遵守しなければならない。

- ・ 整理・整頓・清掃・清潔の実施および衛生状態の維持
- ・ 消費期限、賞味期限その他期限表示の適切な管理
- ・ 要冷蔵商品および要冷凍商品の常温放置の禁止
- ・ 調理器具、野菜等の洗浄・消毒の徹底による二次汚染の防止
- ・ 加熱調理を要する食材の十分な加熱
- ・ 惣菜、鮮魚その他要冷蔵商品への保冷材の適切な使用
- ・ 弁当、惣菜その他必要な商品の検食の実施

② 販売従事者の衛生管理

出店社は、食品の販売、調理または盛付けに従事する者について、次の事項を徹底しなければならない。

- ・ 食品取扱者にふさわしい服装および身だしなみの維持
- ・ 手洗いおよび手指衛生の励行
- ・ 手指に傷がある者、発熱、下痢、嘔吐その他感染症が疑われる症状を有する者による調理、盛付けまたは販売業務の禁止
- ・ 盛付け等の作業における使い捨て手袋および衛生的な調理器具の使用

③ アレルゲン表示

出店社は、販売する食品について関係法令に基づく適正な原材料表示を行い、アレルゲンを含む原材料について漏れなく表示しなければならない。

また、アレルギー確認表等を整備するとともに、販売従事者への教育を徹底し、来場者からの問合せに対して正確な説明を行うものとする。

(10) 賠償責任保険等

食品または化粧品を販売する出店社は、販売する商品について、生産物賠償責任保険（PL 保険）その他これに準ずる保険による補償が確保されていることを確認しなければならない。

また、事務局は必要に応じて、当該保険の加入状況その他補償内容を確認するための書類の提出を求めることができる。

(11) その他

出店社は、販売方法および接客サービスについて、来場者および他の出店社に迷惑を及ぼすことのないよう十分配慮し、サービス品質の維持および向上に努めるものとする。

また、事務局から指導または改善要請があった場合は、その指示に従わなければならない。

4. 出店社および販売従事者の服務規律

(1) 店舗責任者および販売員章

- ① 出店社は、当販売会の開催期間中、店舗責任者を会場に常駐させ、当販売会の安全確保および信用の維持に努めなければならない。
- ② 店舗責任者および販売従事者は、事務局が発行する販売員章を所定の位置に着用し、接客その他の業務に従事しなければならない。
- ③ 出店社は、店舗責任者および販売従事者に対し、本遵守事項および事務局が定める注意事項を遵守させるとともに、事務局の指示に従うよう指導しなければならない。

(2) 安全管理

- ① 爆発性、発火性、引火性その他危険性を有する物品ならびに消防法その他関係法令または会場規則等により持込みが制限または禁止されている物品は、会場内へ持ち込んではない。
- ② 通路、階段、非常口、消火栓、防火シャッターその他避難設備または防災設備の周辺には、その機能を妨げる商品、備品その他の物品を置いてはならない。
- ③ 出店社および販売従事者は、防火シャッター、消火器、自動火災報知設備その他防災設備について、その設置場所および使用方法をあらかじめ確認し、非常時に対応できるよう努めなければならない。
- ④ 出店社は、地震その他の災害時における事故を防止するため、店舗ブース、什器および展示物等について、転倒、落下その他の危険防止に配慮した設営を行わなければならない。
- ⑤ 会場に備え付けられた設備および機器類は、緊急時を除き、事務局担当者の承認なく操作してはならない。

(3) 災害時における来場者の安全確保

出店社および販売従事者は、平時から災害の防止に努めるとともに、災害その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに事務局へ報告し、その指示に従わなければならない。

また、来場者の安全確保を最優先とし、避難誘導その他必要な対応に協力するものとする。

(4) 苦情対応

出店社は、来場者から商品、サービスその他に関する苦情または相談を受けた場合は、誠実かつ適切に対応するとともに、必要に応じて速やかに事務局へ報告し、その指示に従わなければならない。

(5) 遺失物および拾得物の取扱い

出店社および販売従事者は、会場内において遺失物を発見した場合、または拾得物の届出を受けた場合は、速やかに事務局へ連絡し、その指示に従わなければならない。

(6) 盗難防止

出店社、店舗責任者および販売従事者は、警備員、事務局その他関係者と連携し、盗難その

他の事故防止に努めなければならない。

また、不審者、不審物その他異常を発見した場合は、直ちに事務局または警備員へ連絡し、その指示に従うものとする。

5. 売上管理および経費負担

(1) 売上金の取扱い

出店社は、売上金の取扱いについて、株式会社みどり会に提出した「念書」および本遵守事項に則る。

(2) レジスターの使用および管理

- ① 出店社は、来場者の信頼確保および売上金額の正確な把握のため、原則としてレジスターを使用するものとする。また、売上が発生した都度レシートを発行し、来場者へ交付しなければならない。レジスターの管理責任は出店社が負うものとする。
- ② 出店社は、現金売上、未収売上およびクレジットカード売上その他すべての売上ならびに現金の入出金について、漏れなくレジスターへ登録しなければならない。
- ③ 出店社は、営業終了後に出力した「レジスターの精算レシート」を「売上報告書」に添付し、事務局へ提出しなければならない。
- ④ 出店社は、レジスターを使用しない場合、売上内容を確認できる記録を作成し、保管しなければならない。
- ⑤ 事務局は、必要に応じて売上記録その他関係資料の提出または提示を求めることができ、不備または疑義が認められる場合、監査を実施し、必要に応じて改善指示、営業停止または出店取消しを行うことができる。

(3) 売上金の管理

営業期間中の売上金は出店社の責任において管理するものとする。

なお、営業終了後の売上現金については、原則として、みどり会またはみどり会が委託する警備会社が保管および管理を行い、その後、出店社が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

(4) 売上の報告

出店社は、各営業日の終了後、売上報告として、以下を事務局が指定する方法により提出しなければならない。

- ・当日の売上額を記載した「売上報告書」、
- ・「金種明細票」または「収納明細」
- ・「売上現金」
- ・「レジスターの精算レシート」

●みどり会決済端末を使用時

- ・「日計票」
- ・「カード会社控え」

●持ち込み決済端末を使用時

- ・売上のエビデンス

(5) 売上高の確定

現金売上高は、みどり会が委託する警備会社による売上現金の確認を経て、実際の売上現金額と「売上報告書」に記載された金額が一致した時点で確定するものとする。

実際の売上現金額と「売上報告書」に記載された金額との間に差異が生じた場合は、みどり会および出店社がその原因を確認のうえ協議し、売上高を確定するものとする。

(6) 釣銭準備金

釣銭準備金は、出店社の責任と負担において準備および保管するものとする。

(7) 領収書および収入印紙

出店社は、来場者から領収書の発行を求められた場合には、交付済みのレシートと引換えに領収書を発行するものとする。

また、領収書の発行に必要な収入印紙その他の費用は、出店社の負担とする。

(8) 出店参加料および売上歩合

当販売会における出店に係る費用は、別途提出された「念書」に定める「出店参加料」および「売上歩合」とする。

(9) 経費負担区分

- ① 会場使用料、基礎設営費、販売促進・広告宣伝費、警備費、清掃費（ごみ処理費用を含む。）
その他会場運営に関する基本的経費は、みどり会が負担するものとする。
- ② みどり会貸与の決済端末売上に係る手数料、販売台、ワゴン、レジスター等の什器リース料、追加設営費、広告費その他出店社の営業活動に要する経費およびこれらに係る消費税等は、出店社の負担とする。

6. 監査

事務局は、当販売会の適正な運営を確保するため必要と認めた場合、次の事項について監査または確認を行うことができるものとし、出店社はこれに協力しなければならない。

- (1) 売上金、売上報告書その他売上に関する帳票および関係書類に関する事項
- (2) 販売商品の価格、品質、規格、内容量、表示等に関する事項
- (3) 商品陳列、装飾、広告、販売方法、営業設備その他営業活動に関する事項
- (4) 保健衛生、防災、食品衛生その他安全管理に関する事項
- (5) 店舗責任者および販売従事者の配置、教育、接客態度その他服務に関する事項

7. 機密保持

出店社は、当販売会への参加を通じて知り得た、みどり会、他の出店社、共催先その他当販売会に関する非公開の営業上、技術上その他一切の機密情報について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

出店社は、前項の機密情報を当販売会への出店および運営に必要な範囲においてのみ利用するものとし、法令に基づく場合または事前にみどり会の承諾を得た場合を除き、第三者に開示、漏えいまたは提供してはならない。

出店社は、その販売従事者その他関係者に対しても、本条に定める事項を遵守させるものとする。本条に定める事項は、当販売会への出店終了後においても有効に存続するものとする。

8. 出店の取消しおよび営業停止

事務局は、出店社が本遵守事項に違反した場合、または当販売会の運営に支障を及ぼすおそれがあると認めた場合には、改善の指示、営業停止または出店取消しを行うことができる。

なお、法令違反、安全管理上の問題その他重大な事由があると事務局が判断した場合には、事前の是正指示を行うことなく、直ちに営業停止または出店取消しを行うことができる。

出店社の責めに帰すべき事由により営業停止または出店取消しとなった場合、既に納付された出店参加料その他の費用は返還しないものとし、出店社に生じた損害について、みどり会は一切の責任を負わないものとする。

9. 損害賠償

出店社は、自己またはその販売従事者等の故意または過失により、みどり会、来場者または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。

10. 免責事項

みどり会は、天災地変、停電、感染症、交通機関の停止その他やむを得ない事由により生じた出店社の損害について責任を負わないものとする。

また、盗難、紛失、破損等についても、みどり会に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

11. 個人情報の保護

出店社は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、当販売会に関連して取得し、または知り得た来場者その他の個人情報を適切に管理しなければならない。

出店社は、個人情報を当販売会への出店およびこれに付随する業務の遂行に必要な範囲でのみ利

用するものとし、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、第三者に開示、漏えいまたは提供してはならない。

出店社は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

出店社は、その販売従事者その他関係者に対しても、本条に定める事項を遵守させるものとする。

本条に定める事項は、当販売会への出店終了後においても有効に存続するものとする。

12. 反社会的勢力の排除

みどり会は、出店社が次のいずれかに該当する場合、何らの催告をせず、出店を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、出店社が賠償するものとする。

(1) 出店社は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

- ①暴力団
- ②暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団
- ⑥準暴力団およびその他の犯罪集団
- ⑦その他前各号に準ずるもの

(2) 出店社は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

(3) 出店社は、みどり会に対して、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(4) 出店社は、反社会的勢力との関係がないことを表明し、確約する書面（反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書）を提出しなければならない。

当該表明・確約書の提出がない場合、または虚偽の申告が判明した場合には、みどり会は出店を認めず、または出店承認後であってもこれを取り消すことができる。

13. 協議事項

本遵守事項に定めのない事項または本遵守事項の解釈について疑義が生じた場合は、みどり会および出店社が誠意をもって協議し解決するものとする。協議によっても解決しない場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上